

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原告 1 の 1 外

被告 福島県外7名

準備書面 (5)

平成27年12月18日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡 辺 健 寿



同訴訟復代理人弁護士

渡 辺 慎 太 郎



同

鈴 木 靖 裕



同

久 納 京 祐



同

安 倍 孝 祐



I 平成27年11月18日付け訴えの追加的変更申立に対する本案前の答弁

- 1 請求の趣旨第1項(予備的請求)につき、訴えを却下する
- 2 請求の趣旨第2項(主位的請求)につき、訴えを却下する
- 3 訴訟費用は県内子ども原告らの負担とする

との判決を求める。

II 理由

第1 請求の趣旨第1項(予備的請求)について

原告らは訴状請求の趣旨第1項を補正したとするが、補正後の請求の趣旨についても、被告福島県が平成27年8月26日付け準備書面(3)において詳述したところと同様、訴えの却下を免れないものである。

1 請求が不特定である

(1) 県内子ども原告らは、請求の趣旨第1項において、「県内子ども原告らの1年間の追加実効線量（外部被ばく）が学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域内に0.3mSv/年を超える地点がない地域」との表記をしているところ、このような表記は以下のとおり訴訟における請求の趣旨として特定を欠くものである。

① 「追加実効線量（外部被ばく）」との点について、同一の地点においても地上からの高さによって放射線量が異なるものであることは公知の事実であるところ、実効線量（外部被ばく）の測定方法が一般的に確立されているものではない。

また、「追加実効線量（外部被ばく）」の「追加」分を算出するためには事故前の放射線量を地点毎に特定しなければならないところ、原発事故前の放射線量があるゆる地点で測定されていたものではなく、現時点において、特定の地点について原発事故前の放射線量は不明である場合がほとんどであるから、いかなる方法により「追加」の実効線量（外部被ばく）を測定するのか、特定されていない。

② 「学校教育の拠点となる施設」との点について、具体的にいかなる場所を指すのか、一義的に明らかではない。

③ 「半径1km」との点について、その中心点が「学校教育の拠点となる施設」のいずれの地点とされるのが明らかでないし、何故「半径1km」であるのかについて客観的理由、根拠を明らかにしていない。

④ 「0.3mSv/年を超える地点がない地域」との点について、一定の地域内において『追加実効線量（外部被ばく）』がある数値を超える地点がないことを確認するためには、当該地域全面にわたってありとあらゆる地点を計測しなければならないことになる。

この場合、ある地点を計測したことによって、その地点の「1年間の『追加実効線量（外部被ばく）』が0.3mSv/年を超える」ことが判明するということ

はあるが、一定の地域内において、「1年間の『追加実効線量（外部被ばく）』が0.3 mSv/年を超えない」こと、即ち一定の地域内のいずれの地点を計測しても1年間の「追加実効線量（外部被ばく）」が0.3 mSv/年を超えないことを確認するということは現実には不可能であって、県内子ども原告らの主張する要件は、現実には充足する地域を確定することが不可能な仮想的なものにすぎない。

(2) 県内子ども原告らは、請求の趣旨第1項において、「または」として、「・・・別紙(1)、・・・別紙(2)のいずれによっても、セシウム137の土壤汚染濃度が1平方メートル当たり3万7000ベクレルを上回らなかった地域」を加えているが、このような表記もまた請求の趣旨として特定を欠くものである。

① 原告らが平成27年11月18日付け訴えの追加的変更申立書に添付した別紙(1)、別紙(2)によれば、別紙(1)及び別紙(2)でいうところの「ピンク色(37000 bq/m²超の地域)」とそれ以外の地域の境界線を現地において厳密に特定できるものでないことは明らかである。

② 原告らは平成27年12月1日の口頭弁論期日において、上記別紙(1)及び別紙(2)についてより詳細なものを準備することが可能であると主張した。

しかし、図面における指示の表記が、請求の趣旨として特定されているというためには、現地において土地の境界を示すのと同程度にまで地理系座標を特定する必要があるところ、別紙(1)及び別紙(2)は極めて広範囲に亘る地図であること、別紙(1)及び別紙(2)は航空機モニタリングの結果を解析して作成されたものであるとされているが航空機モニタリング自体が空中からの概数的な数値を示すものであること等に照らして、別紙(1)及び別紙(2)について現地において土地の境界を示すのと同程度にまで地理系座標が特定できるものとは到底解されない。

(3) 県内子ども原告らは、請求の趣旨第1項において、「県内子ども原告らの1年間の追加実効線量（外部被ばく）が学校教育の拠点となる施設から半径1 kmの地域内に0.3 mSv/年を超える地点がない地域・・・で教育を受ける権利」「・・・別紙(1)、・・・別紙(2)のいずれによっても、セシウム137の土壤汚染濃度が1平方メートル当たり3万7000ベクレルを上回らなかった地域で教育を受ける権

利」との表記をしているところ、「教育を受ける」とは、学校に在籍する生徒にとって、学校で授業を受けることのみを指すものであるのか、学校で授業を受けるために自宅から学校施設に向かう通学する過程も含むものであるのか、あるいは自宅において学習する権利まで含むものであるのかも、請求の趣旨からは全く明らかにされない。

(4) 結局、原告らが主張する「権利」は権利として特定及び確定できないものであって、具体的権利として訴訟において確認されうるものではない。

2 確認の利益を欠くものである

県内子ども原告ら自身が認めているとおり、被告らには教育行政に関し広範な裁量があるところであり、結局のところ、県内子ども原告らが請求の趣旨第1項にかかる権利の確認を求めることが、県内子ども原告らの求める内容（その内容は必ずしも定かではないが）が実現することにはならない。

そのため、紛争の抜本的解決をはかるという観点からは、県内子ども原告らは被告福島県に対し「～する義務があることの確認を求める」といった義務の確認あるいは「～をせよ」といった義務付け訴訟を提起すべきなのであり、県内子ども原告らの訴えは方法の選択において誤ったものであり、本件訴えは確認の利益を欠くものである。

第2 請求の趣旨第2項（主位的請求）について

請求の趣旨第2項（主位的請求）についても、請求の趣旨第1項（予備的請求）と同様、訴えの却下を免れないものである。

請求の趣旨第2項（主位的請求）についても、請求の趣旨第1項（予備的請求）につき前記第1の1(1)及び(2)において指摘したところが同様にあてはまるものであり、請求が不特定である。

また、県内子ども原告らは、請求の趣旨第2項において、「県内子ども原告らの1年間の追加実効線量（外部被ばく）が学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域内に0.3mSv/年を超える地点がない地域・・・で教育を実施せよ」「・・・別紙(1)、・・・別紙(2)のいずれによっても、セシウム137の土壤汚染濃度が1平方メートル当たり3万7000ベクレルを上回らなかった地域で教育を実施せよ」との

請求をしているが、県内子ども原告ら自身が認めているとおり、被告らには教育行政に関し広範な裁量があるところであり、結局のところ、県内子ども原告らが請求の趣旨第2項にかかる給付請求によっても、県内子ども原告らの求める内容（その内容は必ずしも定かではないが）が実現することにはならない。

そのため、紛争の抜本的解決をはかるという観点からは、県内子ども原告らは被告福島県に対し、具体的に特定出来る給付行為を表示すべきであって、原告らが請求する「給付」は、権利として特定及び確定できないものである。

第3 以上のとおり、本件訴えにかかる請求の趣旨第1項（予備的請求）及び第2項（主位的請求）がいずれも不適法であることは明らかである。

よって、裁判所におかれては、請求の趣旨第1項（予備的請求）及び第2項（主位的請求）を国家賠償請求から分離し、追加申立後の請求の趣旨第1項（予備的請求）及び第2項（主位的請求）について、すみやかに訴え却下の判決をされたい。